

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第1回）議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成15年7月31日（木）午後2時から午後5時まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員）阿部文洋，池田忠正，上田廣一，上原敏夫，江川 功，
加藤哲夫，塩谷國昭，清家 篤，永井紀昭，長谷川眞理子

（庶務）安原東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

- (1) 地域委員長選出等
- (2) 協議
- (3) 次回の予定について

5 配布資料

（審議資料）

- 1 指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）
- 2 平成14年度 判事・判事補の採用・再任者数（東京高裁管内）
- 3 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について（依頼文書案）

（参考資料）

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第1回）配布資料及び議事要旨
 - 2 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第2回）配布資料及び議事要旨
 - 3 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第3回）配布資料及び議事要旨
- ・ 裁判所データブック2003

6 議事

- (1) 東京高等裁判所長官あいさつ

東京地域委員会の開催に当たり，今井功東京高裁長官からあいさつがあった。

- (2) 委員長選出及び就任あいさつ

委員長選出に関し，「所長が委員長というのは落ち着きが悪い」，「制度の趣旨」等の理由から「学識経験者がよい。」との意見が出た。他方，「当委員会

の性質」,「円滑な情報収集という観点」,「庶務的な側面」等の理由から「裁判所委員がよい。」との意見,「裁判所委員の再任期にさしかかることもあるので,将来的な問題として,学識経験者に委員長になってもらうということも含みにおいたらどうか。」との意見があった。協議により永井委員が委員長に選任され,永井委員長から就任のあいさつがあった。

(3) 委員長代理の指名

委員長から,委員長代理として加藤委員が指名された。

(4) 説明者の出席,入室

裁判官の任命手続の実情,東京高裁管内の実情等についての説明が必要であることから,委員長から山名東京高裁事務局長を説明者として出席することが提案され,委員から異議なく承認され,山名東京高裁事務局長が入室した。

(5) 委員会議事手続について

今後の東京地域委員会の議事手続について協議がされた。協議結果は以下のとおり。

ア 委員会の招集は委員長が招集する。

イ 議事は非公開とする。

ウ 議事の記録方法として議事要旨を作成する。議事要旨は委員長の承認を得て確定する。

エ 議事要旨は非公開とする。ただし,個別的,具体的な人事に関係しない委員会のスケジュールや一般的な手続・基準に関する議事(及びその他の部分)についての議事要旨は東京高裁のホームページで公開することとする。

なお,議事要旨の記載の程度については,「指名候補者の一生に関わるような問題について議論する。」「当委員会で意見を付すこともある。」等の理由から「議論の過程をある程度残しておいた方がよい。」という意見と,「議論の過程を全て残すとすると,場合によっては煩雑にわたることがある。」等の理由から「多くは結論だけでよい。」という意見が出たが,協議により,第1回議事要旨を作成し,次回委員会で検討することとなった。

(6) 協議結果

- ・ 庶務(安原東京高裁総務課長)から,地域委員会の役割等及び審議資料1に基づき下級裁判所指名諮問委員会における協議内容の要旨が説明された。
- ・ 説明者(山名東京高裁事務局長)から,現行の裁判官の任命手続の概要,及び,審議資料2に基づき,東京高裁管内の実情等についての説明がされた。

ア 指名候補者についての情報収集をする手順・方法等について

東京地域委員会の情報収集の手順・方法等については,以下 ないし の

任命の3類型について指名諮問委員会が決定した方針に従って情報収集をすることに特に異議は出なかった。

(ア) 判事補から判事への任命・判事の再任

(イ) 司法修習生から判事補への任命

(ウ) 弁護士から判事又は判事補への任命

イ 弁護士任官希望者の指名候補者名簿について

「弁護士任官候補者の中には、もし任官できなかった場合のダメージも考えて希望を秘密にしている者もいるので、依頼文書案の『周知』は適当ではないのではないか」との意見と、「こういう制度ができた以上、こういう情報収集をしないわけにはいかないと思う」との意見が出されたが、次のとおりとりまとめられた。

(ア) 東京地域委員会管内で平成16年4月1日付けで弁護士から判事又は判事補への任官を希望している者については、東京高等裁判所、東京高等検察庁、所属弁護士会（東京3会のいずれかに所属する弁護士については、東京3会全て）、並びに、所属弁護士会に対応する地方裁判所、家庭裁判所及び地方検察庁に対し、指名候補者名簿を提供し、別紙の依頼文書案の書式により、所属する裁判官、検察官又は弁護士が任官希望者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける旨の周知を依頼する。

(イ) 任官希望者が作成して指名諮問委員会に提出した担当事件リストが指名諮問委員会から東京地域委員会に提供されたときには、同リストの取り扱いについて次回委員会において検討する。

ウ 分科会について

今後の東京地域委員会の運営方法に関し、分科会の設置について、次のとおりとされた。

(ア) 東京地域委員会に2つの分科会を設置し、各分科会の構成メンバー、分科会長、分科会長代理及び担当部分を次のとおりとする。

（第1分科会） 東京の指名候補者担当

永井委員（分科会長）、上原委員（分科会長代理）、
上田委員、塩谷委員、長谷川委員

（第2分科会） 東京以外の指名候補者担当

加藤委員（分科会長）、阿部委員（分科会長代理）、
池田委員、江川委員、清家委員

(イ) 分科会の議決をもって東京地域委員会の議決とし、全体会は必要に応

じて開催することとする。

次回の予定等について

次回以降も説明者として事務局長の出席を認めることについて、異議なく了承された。

次回の委員会は、平成15年9月16日(火)

第1分科会 午後1時から、第1中会議室において、

第2分科会 午後3時から、第2中会議室において、

それぞれ開催されることになった。

(別紙)

(案)

平成15年8月 日

東京高等裁判所長官 殿
東京地方裁判所長 殿
東京家庭裁判所長 殿
東京高等検察庁検事長 殿
東京地方検察庁検事正 殿
東京弁護士会会長 殿
第一東京弁護士会会長 殿
第二東京弁護士会会長 殿

各別に宛先記載

下級裁判所裁判官指名諮問委員会
東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成16年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者(以下「任官希望者」と言います。)に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

つきましては、貴庁(貴会)所属の裁判官(検察官、弁護士)に対し、任官希望者を指名することの適否に関する特段の情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

東 京 弁 護 士 会 所 属 (期)

第 一 東 京 弁 護 士 会 所 属 (期)

第 二 東 京 弁 護 士 会 所 属 (期)

2 情報受付の要領

情報の受付期間

平成15年10月20日まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接に当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送(親展表示)又は持参していただく方法による。